

地域公共交通と福祉施策の連携等に係る協議について

和光市公共交通計画に記載の施策（公共交通と福祉施策の連携方策の検討・研究）に基づき、日常の移動に困難を有する方の移動支援について協議を行ってきました。

この度の検討に際しては、既存の移動支援事業等の対象から外れてしまっている方の対応策について検討してまいりました。

1. 協議の実施

令和5年7月を皮切りに、令和6年3月までに6回実施

2. 協議参加者

公共交通政策室 長寿あんしん課 障害福祉課 地域共生推進課

3. 施策等の検討

（1）対象者の検討

- 日常の移動に困難を有する方を対象とする。施策の運用開始に向けて、まずは対象者を絞ることを検討する。

【対象者の検討例】

- ・埼玉県が制定した「思いやり駐車場制度」の対象者を参考とする
- ・上記の対象者のうち、和光市において移動支援制度が届いていない方

（2）施策の検討

- 既存のタクシー利用料金助成制度を活用し、対象者へタクシーチケットを配布
- 配布枚数や運用については、和光市公共交通空白地域タクシー利用料金助成制度や和光市福祉タクシー利用料金補助制度を参考とする。
- 施策の検討にあたっては、タクシー車両の台数や乗務員等のリソースも考慮し、現実的な施策を策定する。

4. 今後の検討事項等

令和6年度中の具体的事業の決定、令和7年度中の運用開始を目途に、下記の事項等において引き続き検討を行う。

- 具体的な施策の検討
- 対象者の絞り込み
- 施策実施に向けたロードマップの検討
- 関係事業者等への協議